

報道関係各位

平成21年3月5日
株式会社 大 和

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、本日、公正取引委員会より香林坊店（金沢市）、富山店（富山市）において「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年公正取引委員会告示第11号、以下「大規模小売業告示」）に該当する行為があったとして排除措置命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

お客様、お取引先様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

<排除措置命令の主な内容>

- ・香林坊店、富山店で実施している従業員による販売会等において、仕入担当者が自部門の納入業者及びその従業員に対し商品購入をお願いし購入いただいた行為が、大規模小売業告示の第6項「押しつけ販売」に該当する
- ・香林坊店、富山店において納入業者との事前合意することなく納入業者が派遣している従業員に対し、上記販売会の際に商品販売をお願いした行為、及び自店の売出しのチラシ宅配作業を行なわせた行為等が、大規模小売業告示の第7項「納入業者の従業員等の不当使用」に該当する
- ・以上の行為を取りやめている旨を確認すること、及び今後同様の行為をおこなうことのないよう、その為に必要な措置を講ずること 等

<当社の対応>

- ・当社といたしましては今回の件を真摯に受けとめ、今後速やかに取締役会において再発防止策を取りまとめ、全社挙げて法令遵守に努めるとともに、お取引先様との信頼回復を図り、健全な関係づくりを推進いたして参る所存でございます
- ・なお、公正取引委員会から指摘を受けた事項はすでに是正いたしております

重ねて、お客様、お取引先様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上